

週休2日工事の実施について（概要版）

1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定（平成31年4月施行）により、建設業において令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

2. 週休2日とは

本工事における「週休2日」とは、工期内（通期）や全ての月（月単位）において、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

3. 適用時期

・令和7年(2025年)4月1日以降に入札を行う工事より適用。

4. 対象工事

- ・現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。
- ・月単位の週休2日を標準の発注とする。（受注者希望型方式）

5. 成績評価および経費の補正

・週休2日工事において完全週休2日（土日）を達成した場合に成績評価（創意工夫）の項目において加点する。

※土木系工事（土木工事、漁港工事）のみ

- ・工事発注は、当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じ発注する。
- ・労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

公告段階

- ・入札公告文及び特記仕様書に「週休2日工事」であることを記載。
- ・当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を経費に乘じ予定価格を積算する。

契約後

- ・受注者は「月単位の週休2日」の施工を行う希望がある場合、工事着手前にその旨の協議を行う。
- ・計画工程表（休日等取得計画）を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

工事施工段階

- ・週休2日の実施状況を確認し、月単位の週休2日及び通期の週休2日の状況を確認するとともに、その状況に応じて設計変更する。なお、通期の週休2日は必須とする。

完成後

- ・工事監督員は、休日の取得状況を確認し、工事施行成績評価において適切に評価を行う。
- ・受注者は、依頼があった場合アンケート調査に協力する。

○週休2日で施工する場合、工期が長くなることから、安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者とその給与等を含む現場管理費、機械経費の補正を行う（営繕工事は労務費のみ補正）。

【工種別補正係数】

	土木工事		漁港工事		営繕工事	
	月単位	通期	月単位	通期	月単位	通期
労務費	1.04	1.02	1.04	—	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.02	—	—	—
共通仮設費	1.03	1.02	1.02	—	—	—
現場管理費	1.05	1.03	1.03	—	—	—